

山形県環境教育行動計画と山形県環境教育指針

山形県環境教育行動計画（平成25年3月策定）

- ①策定の経過 ○東日本大震災における原子力発電所の事故を受けての国民の価値観や意識の変化などへの対応の必要性
○平成23年6月に環境教育等促進法が改正され、地方公共団体に環境教育の行動計画策定の努力義務が課されたことに対応
- ②計画の性格 ○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく行動計画
○第3次山形県環境計画の分野別計画
- ③計画の期間 ○平成25年3月策定度から第3次山形県環境計画の終期である平成32年度までとする。
- ④計画の特色 ○自然環境の保全に加え、再生可能エネルギーの導入など創造・活用する視点で新たに取り組む。
○家庭、学校、職場、地域等で、県民みんなが参加、協働する施策を目指す。
○環境教育を通して目指す理想的な人間像として“「山形愛の人」”を掲げる。

⑤環境教育の 推進施策

1 学校、地域等幅広い場における環境教育

(1) 学校における環境教育

(2) 学校の教職員の資質の向上

(3) 家庭や地域等幅広い場における環境教育の推進

(4) 人材の育成・活用

(5) プログラムの整備

- ・再生可能エネルギーの導入、水資源・森林の保全、生物多様性の保全、自然環境の保全に加え活用する視点等による学習プログラムの作成が必要
- ・現場にマッチングしたプログラムの作成及び改訂、現場で活用されるよう普及、指導する人材の育成が課題
- ・学校で参考にできる学習プログラム例や民間団体で活用できる学習プログラムを作成し、民間団体と協力しながら提供

(6) 情報の提供

(7) 各主体の連携

(8) 環境教育の更なる改善に向けた調査研究

2 職場における環境を保全・創造・活用する活動及び意欲の増進、環境教育並びに協働取組み

3 拠点機能の拡充

4 体験の機会の場の認定

5 情報の積極的公表

6 国際的な視点での取組み

山形県環境教育指針（平成26年3月県教育委員会策定）

- 山形県環境教育行動計画を踏まえて、学校における環境教育実践のための学習や取組み等の在り方を示すもの
- 環境学習プログラム例や環境学習教材などの資料を提示し、授業実践を手助け